

(4) 地形

4) 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域は、斜面地の多い、八幡東区、若松区東部、小倉北区東部に多く指定されています。

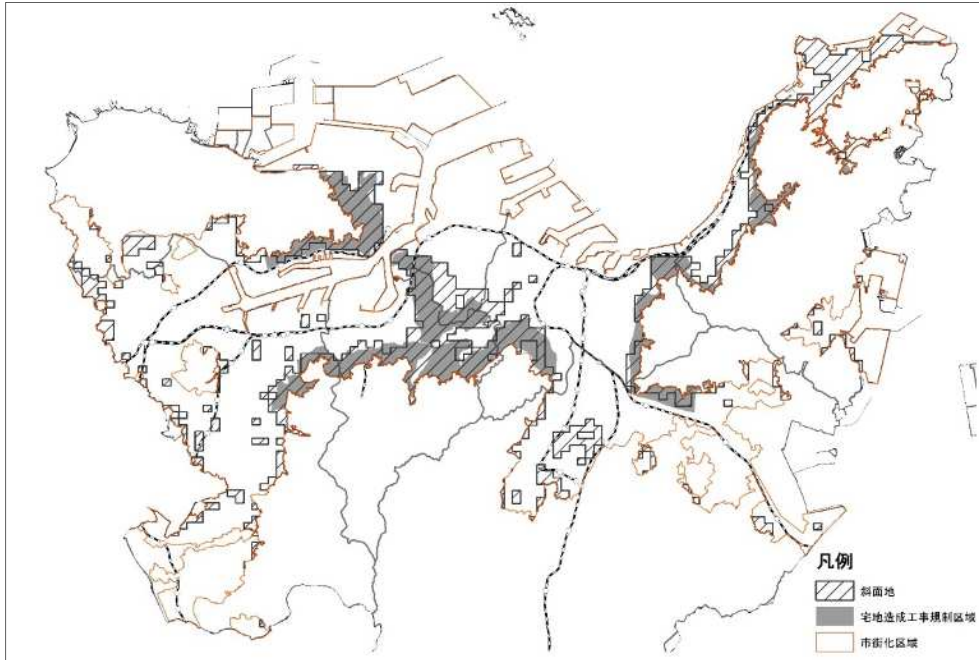


図 2-16 宅地造成工事規制と斜面地の関係

出典：建築都市局、国土数値情報

5) 斜面地・ハザード区域

過去の開発圧力により、斜面地においても、市街化が進行しており、市街化区域の縁辺部には、多くの斜面地が存在します。

一部の地域では「土砂災害警戒区域」等のハザードエリアの指定がされています。

また、2018年7月豪雨災害では、八幡東区、門司区の市街化区域内で多くの崖崩れが発生しました。

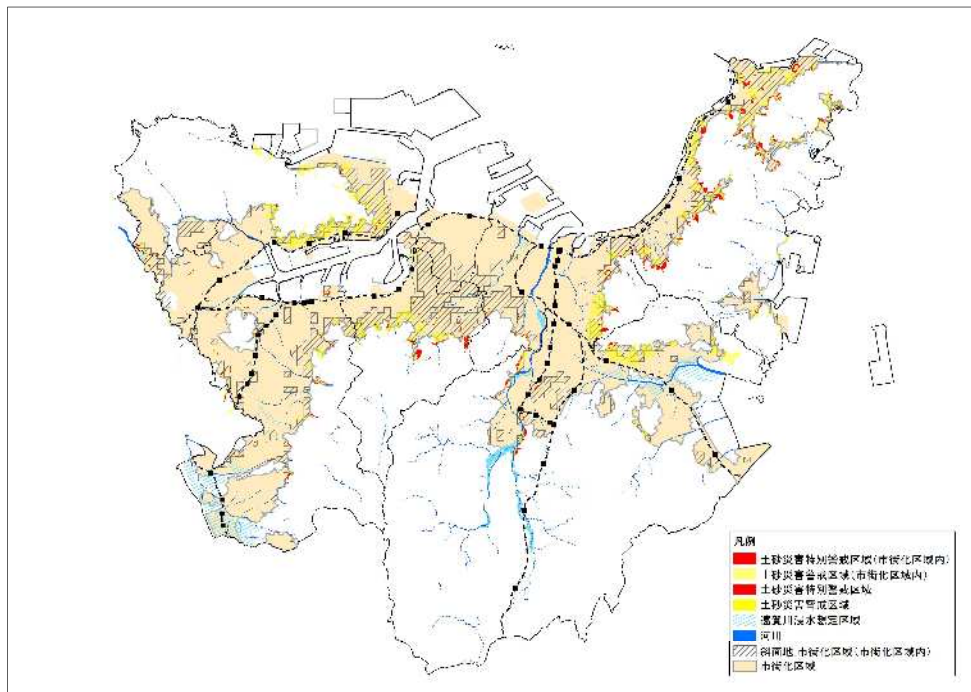
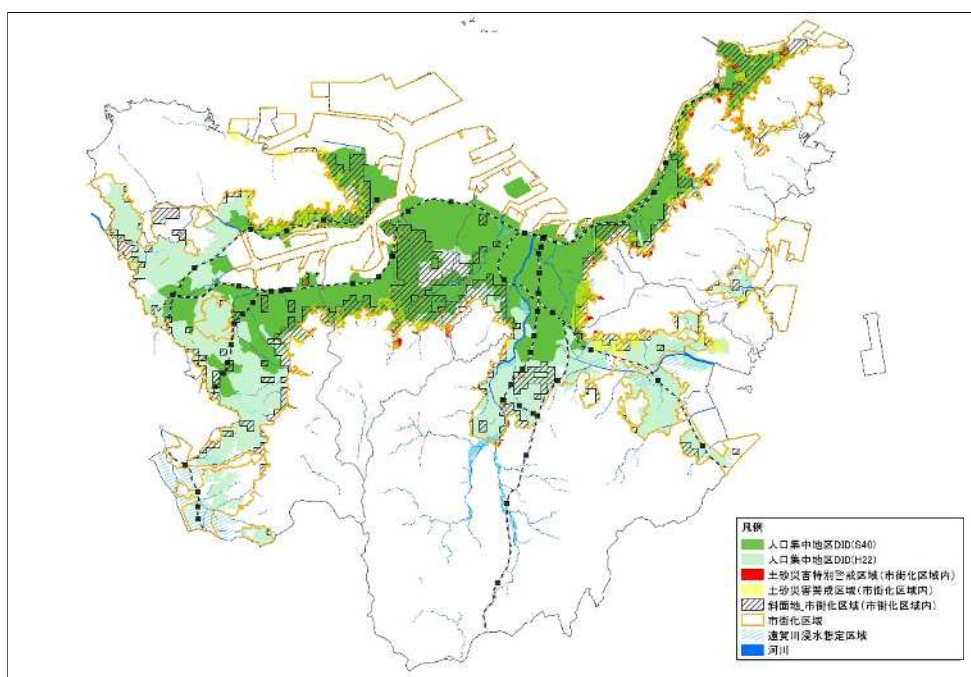


図 2-17 ハザード区域の状況



注) 斜面地は平均傾斜角度5度以上メッシュ地域としている。

図 2-18 ハザード区域と人口集中地区(DID)の変遷との関係

注) ハザード区域は市街化区域のみ表示している。

出典：国土数値情報、福岡県「土砂災害警戒区域等」

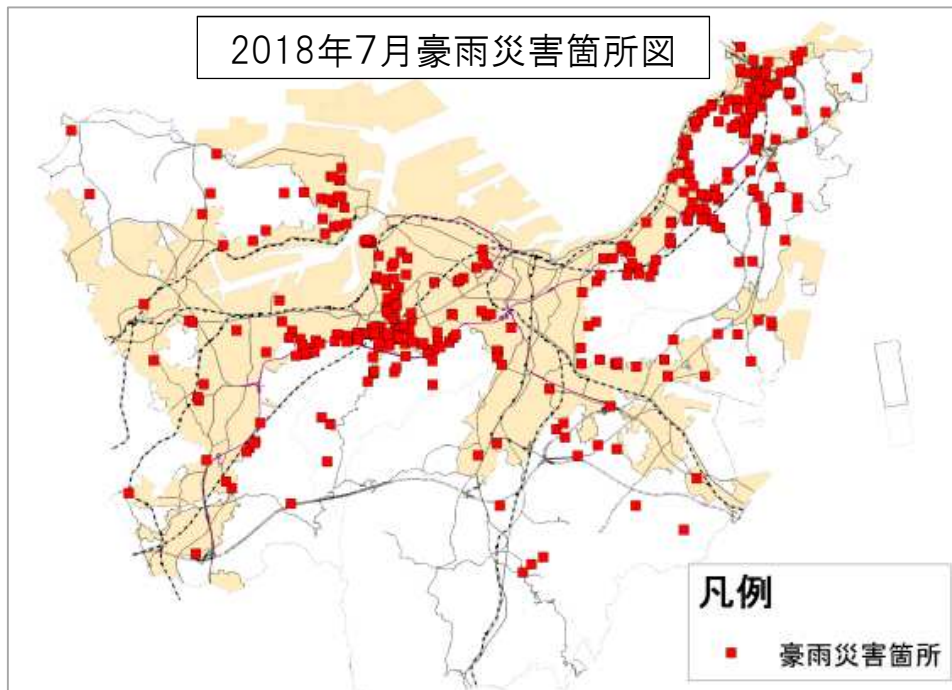


图 2-19 2018年7月豪雨災害箇所図

出典：北九州市

(5) 市の財政状況

歳出面では、人件費、扶助費^{※1}、公債費^{※2}の合計である義務的経費(必ず支出が必要となる固定的な経費)が、毎年増加しています。

歳入面の柱である市税収入が伸びない中で、持続可能なまちづくりを進め、行政サービスの維持・向上を図るためには、より低コストでコンパクトなまちづくりを進める必要があります。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

※平成29年度決算での義務的経費の割合は56.7%となっており、前年度と比べて大きく上昇しています。

これは、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う給与費等の増加により、人件費が増加したためです。

図 2-20 一般会計歳出(性質別)の推移

出典：「わかりやすい北九州市の財政（平成30年度版）」

用語解説

※1【扶助費】福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当での支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する費用。

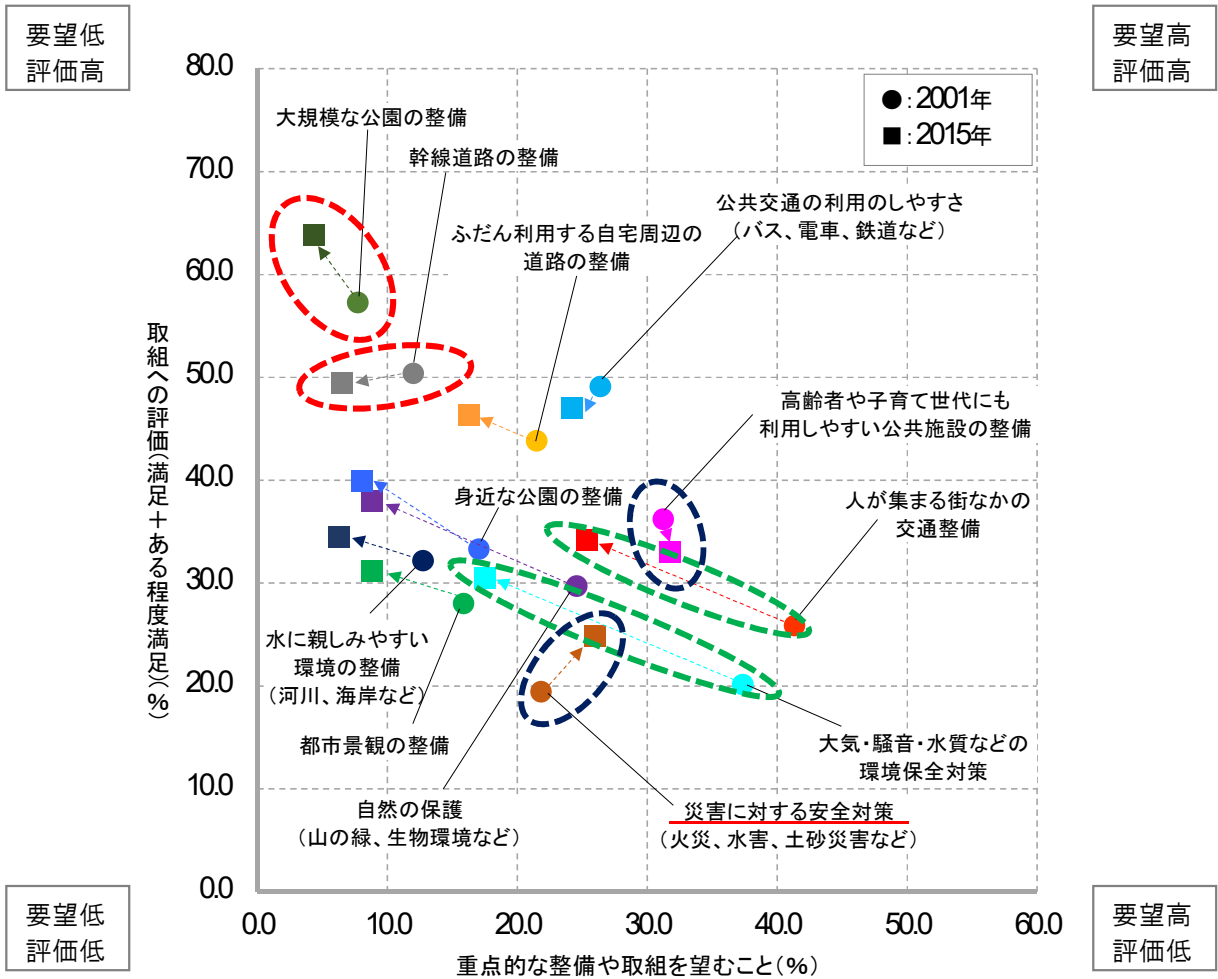
※2【公債費】市が発行した市債(借金)の毎年度の返済(元金、利子)に要する費用。

※3【投資的経費】道路や公園、教育施設などの社会資本の整備に要するもので、その効果が資産として将来に残るものに支出される(投資される)経費のこと。

(6) 市民意識

6) 取り組みへの評価・設備要望

重点的な整備や取組を望むこととして、2015年では「災害に対する安全対策(火災、水害、土砂災害など)」が高い傾向にあります。



注) 2001年及び2015年の市民意識調査結果のうち、対応の取れる項目を対象としている。

図 2-21 これまでの取り組みへの評価と整備要望

出典：市民意識調査 (2001年、2015年)

(7) 市街化区域における課題(現状のまとめ)

北九州市の市街化区域における課題は以下の通りです。

- 本市の人口は、2045年までに約20%減少し、DID地区内においても低密度化する見込みです。
- 地域別にみると、八幡東区、若松区東部、門司区北部の高齢化率、人口減少率が高くなっています。
- 空き家は古くから市街化された斜面地に多く、約半数は門司区や八幡東区に分布しています。このような斜面地では、地形や道路条件等から住宅の更新が進んでいない状況も見受けられます。
- 過去の開発圧力により、斜面地やハザード区域においても市街化が進んでおり、2018年7月豪雨では、八幡東区、門司区等で多くの崖崩れが発生しています。

⇒今後も、本市の人口は減少することが見込まれており、特に斜面住宅地においては、平地と比べて空き家や老朽住宅が多く、また災害も多く発生しています。また、災害対応力(救助、情報の伝達など)の低下が懸念されます。

⇒このような、安全性が低く、人口減少が見込まれる地域については、災害に強いまちとするため、安全な地域への居住誘導を行う必要があるものと考えます。

2-2-2. 市街化調整区域での現状

(1) 市街化調整区域における公共交通利用圏

- 市街化区域と利便性の高い地域(公共交通利用圏、インターチェンジ周辺)の関連について以下に示します。
- 市街化調整区域においても、公共交通利用圏やインターチェンジ周辺など交通便利性の高い地域が存在しますが、市街化調整区域内であるがゆえに十分な活用がなされていない地域も見受けられます。

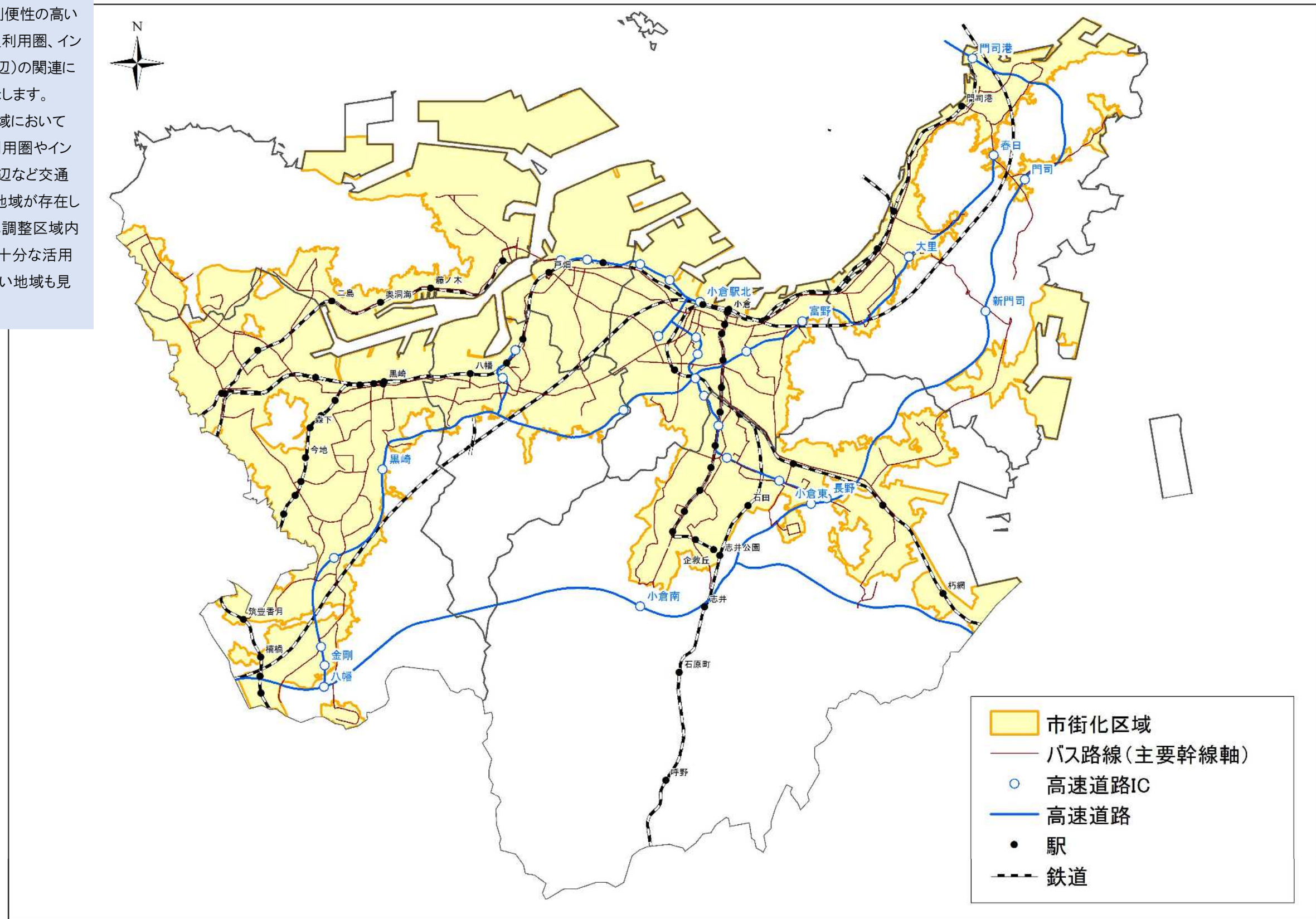


図 2-22 北九州市の公共交通網

(2) 市街化調整区域での開発・建築行為

市街化調整区域は、都市計画法により都市の無秩序な市街化を防止して計画的なまちづくりをするために「市街化を抑制すべき区域」として定められています。

そのため、市街化調整区域では、建てられる建築物が制限されており、開発又は建築行為を行なう場合は、原則として許可が必要となります。



●市街化調整区域における課題(現状のまとめ)●

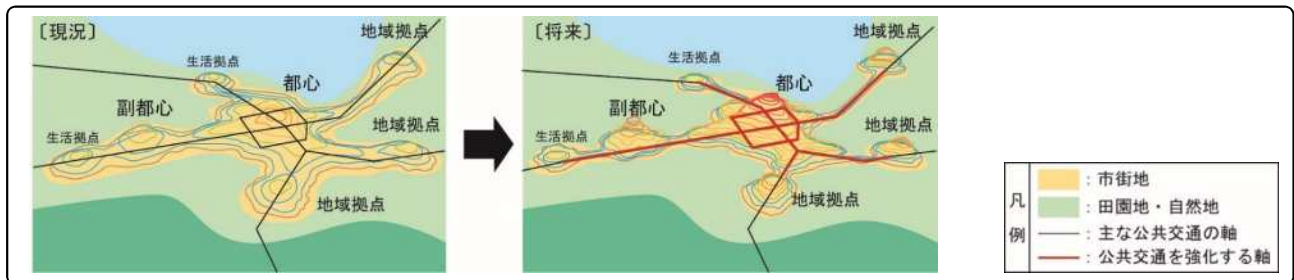
○市街化調整区域内において、公共交通利用圏やインターチェンジ周辺など公共交通利便性が高い地域が存在しているが、十分な活用がなされていない地域も見受けられます。
⇒このような地域に限り、具体的な提案があれば、上位計画との整合や、農林水産業との健全な調和を図りつつ、市街化区域への編入を検討します。

2-3. 北九州市の目指すべき都市像(北九州市都市計画マスタープランより)

本市の都市構造上の課題を解決するため、都市構造形成の基本方針を以下のとおり定めています。

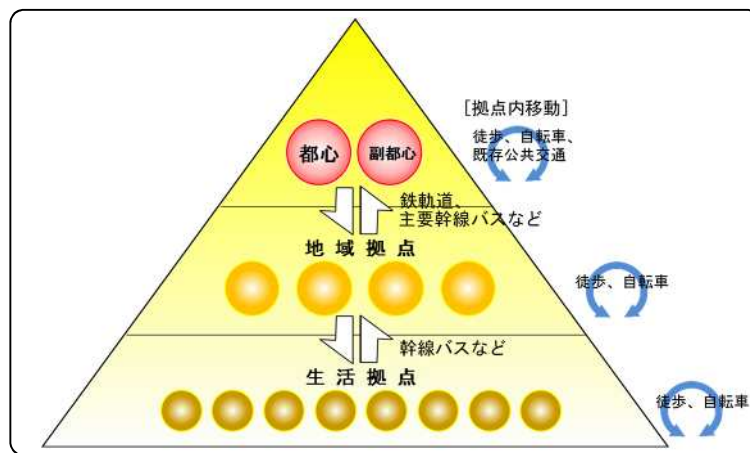
(1) 集約型の都市構造の形成

持続可能なまちづくりを進めるため、既存ストックの活用や公共交通の維持の視点も踏まえ、既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地において、その集積の維持・向上を進めていきます。



(2) 階層構造の拠点形成

都心、副都心、地域拠点においては、都市全体の更なる魅力の向上や活力の維持に向けて、各拠点の役割を明確にし、都市機能の維持・集積を図ります。

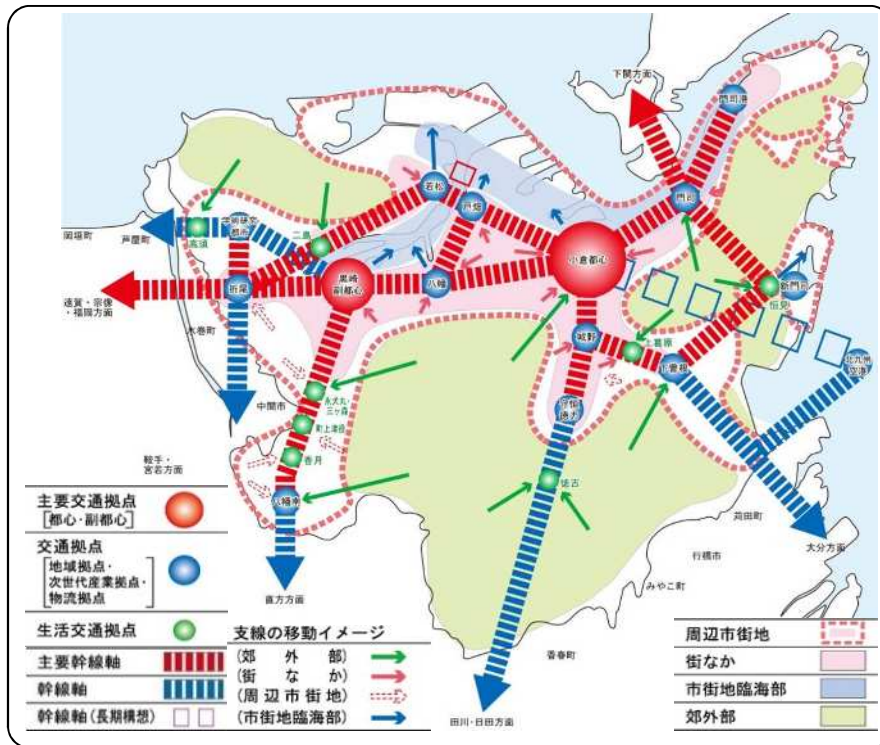


(3) 交通網ストックを活かした交通軸形成

交通軸は、都市構造の骨格として、都市活動に対する主要な公共交通及びその沿線の区域です。

街なかにおける各拠点が連携し、相互補完機能を高めるため、既存の公共交通網を主体とした交通軸を骨格とする機能的な都市構造の形成を図ります。

周辺都市と結ぶ交流軸を設定し、アクセス道路の整備や高速道路インターチェンジなど交通要衝地周辺における適切な土地利用などを図ります。



2-4. 居住誘導区域における人口密度の目標値(北九州市立地適正化計画より)

コンパクトなまちづくりを進めるために、北九州市立地適正化計画では、施策による効果を検証する指標と目標値を以下のとおり定めています。

評価指標	数値目標		
	(現況値)	※1トレンド値	(目標値)
将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成 ・「街なか」になるべく多くの人々がまとまって住むことが、地域の活力の維持・向上や公共交通の維持に資することから、居住誘導区域内における人口密度とする。	居住誘導区域における人口密度		
	平成22年	平成52年	
	130人/ha (72万人)	108人/ha (60万人)	120人/ha (67万人)
市全体	(97万人)	(78万人)	

※1トレンド値: 現状の動向のまま進行した場合。

※2誘導割合7%: 5年毎の居住誘導区域外から内への転入者の数の、居住誘導区域外の人口に対する割合。

図 2-23 施策による効果を検証する指標